

下膳及び食器洗浄業務仕様書

受託者（以下「乙」という。）は、岩手県立釜石病院（以下「甲」という。）の下膳・食器洗浄業務を受託するにあたり、医療法及び同法施行規則の基準並びに食品衛生法に定められた基準に基づき、適正に実施するため、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 業務内容

業務の内容は「下膳及び食器洗浄業務内容明細書」のとおりとする。

2 委託業務の実施場所

岩手県立釜石病院 岩手県釜石市甲子町第10地割483番地6

3 従事者

- (1) 作業員は、作業中一定の被服及び履物等を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は、満18歳以上の者とする。
- (3) 従事者は、本書に定める作業内容を十分に行い得る者とする。
- (4) 従事者は、全て身元確実な者とし、作業を行う場合は、機敏に活動し、他人に不快感を与える事のない者とする。

4 従事者の主な留意事項

- (1) 伝染病に罹患している者、伝染病の保菌者、化膿性疾患、伝染性皮膚疾患又は下痢性疾患のある者は、業務に従事しないこと。
- (2) 家族又は、近隣に伝染病が発生した場合は、速やかに申し出て甲の指示を受けること。
- (3) 爪は短く切り、常に清潔にしておくこと。
- (4) 被服は清潔な物を着用すること。
- (5) 就業前、用便後、電話使用後又は不潔な物に触れた場合は、その都度手指の洗浄消毒を行うこと。
- (6) 作業中は、専用の調理衣、帽子あるいは三角巾、履物及びマスクを着用し、作業しないとき、又は用便の際は着用しないこと。
- (7) 作業中は、喫煙、放痰等の不潔な行為をしないこと。
- (8) 従事者は、作業場所の清潔保持に努めること。
- (9) 作業中、異常を発見した場合は速やかに報告すること。

5 責任者の選任

乙は、甲との連絡調整等に当たらせるため、作業責任者一人を選任し、業務開始前に担当職員等へ報告すること。

なお、作業時間帯により従事者を固定する場合には、各作業時間帯ごとに作業責任者を選任し、作業責任者の指示が全従事者に確実に伝わるようにすること。

6 作業要領等の徹底

乙は、従事者に対しこの仕様書の内容を周知させるとともに、作業要領等業務に必要な知識及び訓練を行うこと。また、衛生管理等についての研修を年1回以上行うこと。

なお、作業時間帯により従事者を固定する場合には、作業時間帯により作業要領等の差異が発生しないよう、全作業責任者を会しての連絡会議を月1回程度行うこと。

7 健康診断の実施

従事者の定期健康診断(年2回)及び検便(毎月1回)等の検査を乙の負担で行い、その結果を甲に報告すること。また、10月から3月はノロウイルス検査についても実施し、その結果を甲に報告すること。なお、検査の結果、措置を必要とするものについては、甲の衛生管理者の指示に従うこと。

8 作業実施に当たっての一般的注意事項

委託業務の実施に当たっては、甲の業務に支障のないよう次の事項について十分注意すること。

- (1) 始業、終業時には手洗いを必ず行う等衛生に十分留意すること。
- (2) 食器、器械器具、配膳車等の備品は丁寧に扱うこと。
- (3) 下膳車等の取り扱いによって院内建物及び備品等を損傷しないよう扱うこと。
- (4) 作業場所、器具等は作業の都度、整理整頓を行うこと。
- (5) 水道の使用については、節約に努めること。
- (6) 患者に対する言動は、十分留意すること。
- (7) 貸与した各種機械等の操作については、操作手順を熟知するとともに安全、管理に留意すること。
- (8) その他細部については、甲の指示を受けるものとする。

9 消耗品について

洗浄材料は甲が購入・準備するものとする。なお、汚れ落ち度合の検査を月1回行うこと。

	病院年間使用見込	検査項目
・洗浄機用洗剤	(16,000g) 釜石：24缶	・残留澱粉
・中性洗剤	(4,000g) 釜石：36缶	・残留蛋白
・食器漂白剤	(12,000g) 釜石：6缶	・残留脂肪

消毒剤(エタノール等)手洗い用洗剤、食器洗浄機用スケール除去洗剤についても、甲が乙に供与するものとする。

- 10 甲は、業務の実施に関して必要のある場合は、乙に報告を求め又は実地調査を行い、業務の実施状況がこの仕様書に適合しないと認められるときは、これに適合させる措置をとるべきことを乙に指示することがある。

乙は、上記の指示に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。